第四号様式記載上の注意㉚ｂ中「資産の種類」を「その他の資産の種類又は性質」に改め、同記載上の注意㉚ｃ中「当該資産について取引所で取引されるもの」を「その他の資産について、その有する特性に応じて、その他の資産の概況（例えば、名称、所在地、用途、面積、構造及び性能）、その他の資産の価値の評価に関する事項（例えば、その他の資産の公正と認められる価格（評価方法及び評価者の氏名又は名称等を含む。）、担保の内容、その他の資産の価値の評価に重要な影響を及ぼす事項）、その他の資産から生ずる収益に関する事項（例えば、その他の資産から生じた収益の状況（その内訳を含む。）、収益を生ずる源泉となる事業等の具体的な実績及び当該実績を評価する上で参考となる情報）その他投資判断に重要な影響を及ぼす事項を、分かりやすく記載すること。また、その他の資産のうち取引所で取引される資産」に、「投資比率を」を「投資比率も」に改める。

第四号の二様式記載上の注意⑭に次のように加える。

ｄ　ファンドが、投資ビークル（一定の資産の管理、運用又は処分を行う法人、組合等（第六号の五様式「記載上の注意」⑴ｆに規定する組合等をいう。）、信託その他これらに類するものであって、他の者がこれらへの投資を通じて資産の運用を行うために利用されるもの（ファンド・オブ・ファンズである場合を除き、信託にあっては、受益者が当該一定の資産を直接に管理、運用又は処分するものと同視すべき場合を除く。）をいう。⑯ａにおいて同じ。）への投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。

第四号の二様式記載上の注意⑯ａ中「場合」の次に「又は投資ビークルへの投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合」を加え、同記載上の注意㉝ｂ中「による区分」の次に「その他の投資者が投資資産の投資状況を把握するために適切と考えられる種類」を加え、同記載上の注意㉝に次のように加える。

ｆ　ファンドの運用状況を分かりやすく記載するため、投資有価証券を不動産又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、不動産又はその他の資産と併せて「③　その他投資資産の主要なもの」に記載すること。

第四号の二様式記載上の注意㉞に次のように加える。

ｃ　ファンドの運用状況を分かりやすく記載するため、投資不動産を有価証券又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、有価証券又はその他の資産と併せて「③　その他投資資産の主要なもの」に記載すること。

第四号の二様式記載上の注意㉟ｂ中「資産の種類」を「その他の資産の種類又は性質」に改め、同記載上の注意㉟ｃ中「当該資産について取引所で取引されるもの」を「その他の資産について、その有する特性に応じて、その他の資産の概況（例えば、名称、所在地、用途、面積、構造及び性能）、その他の資産の価値の評価に関する事項（例えば、その他の資産の公正と認められる価格（評価方法及び評価者の氏名又は名称等を含む。）、担保の内容、その他の資産の価値の評価に重要な影響を及ぼす事項）、その他の資産から生ずる収益に関する事項（例えば、その他の資産から生じた収益の状況（その内訳を含む。）、収益を生ずる源泉となる事業等の具体的な実績及び当該実績を評価する上で参考となる情報）その他投資判断に重要な影響を及ぼす事項を、分かりやすく記載すること。また、その他の資産のうち取引所で取引される資産」に、「投資比率を」を「投資比率も」に改める。

第四号の三様式記載上の注意⑰に次のように加える。

ｃ　投資法人が、投資ビークル（一定の資産の管理、運用又は処分を行う法人、組合等（第六号の五様式「記載上の注意」⑴ｆに規定する組合等をいう。）、信託その他これらに類するものであって、他の者がこれらへの投資を通じて資産の運用を行うために利用されるもの（信託にあっては、受益者が当該一定の資産を直接に管理、運用又は処分するものと同視すべき場合を除く。）をいう。⑱ａにおいて同じ。）への投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。

第四号の三様式記載上の注意⑱ａ中「仕組み」の次に「（当該投資法人が投資ビークルへの投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その仕組みも含む。）」を加え、同記載上の注意㉝ｂ中「による区分」の次に「その他の投資者が投資資産の投資状況を把握するために適切と考えられる種類」を加え、同記載上の注意㉞に次のように加える。

ｆ　投資資産の運用状況を分かりやすく記載するため、投資有価証券を不動産又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、不動産又はその他の資産と併せて「③　その他投資資産の主要なもの」に記載すること。

第四号の三様式記載上の注意㉟に次のように加える。

ｃ　投資資産の運用状況を分かりやすく記載するため、投資不動産を有価証券又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、有価証券又はその他の資産と併せて「③　その他投資資産の主要なもの」に記載すること。

第四号の三様式記載上の注意㊱ｂ中「資産の種類」を「その他の資産の種類又は性質」に改め、同記載上の注意㊱ｃ中「当該資産について取引所で取引されるもの」を「その他の資産について、その有する特性に応じて、その他の資産の概況（例えば、名称、所在地、用途、面積、構造及び性能）、その他の資産の価値の評価に関する事項（例えば、その他の資産の公正と認められる価格（評価方法及び評価者の氏名又は名称等を含む。）、担保の内容、その他の資産の価値の評価に重要な影響を及ぼす事項）、その他の資産から生ずる収益に関する事項（例えば、その他の資産から生じた収益の状況（その内訳を含む。）、収益を生ずる源泉となる事業等の具体的な実績及び当該実績を評価する上で参考となる情報）その他投資判断に重要な影響を及ぼす事項を、分かりやすく記載すること。また、その他の資産のうち取引所で取引される資産」に、「投資比率を」を「投資比率も」に改める。

第四号の四様式記載上の注意⑳に次のように加える。

ｃ　投資法人が、投資ビークル（一定の資産の管理、運用又は処分を行う法人、組合等（第六号の五様式「記載上の注意」⑴ｆに規定する組合等をいう。）、信託その他これらに類するものであって、他の者がこれらへの投資を通じて当該資産の運用を行うために利用されるもの（信託にあっては、受益者が当該一定の資産を直接に管理、運用又は処分するものと同視すべき場合を除く。）をいう。㉑ａにおいて同じ。）への投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。

第四号の四様式記載上の注意㉑ａ中「仕組み」の次に「（当該投資法人が投資ビークルへの投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その仕組みも含む。）」を加え、同記載上の注意㊱ｂ中「による区分」の次に「その他の投資者が投資資産の投資状況を把握するために適切と考えられる種類」を加え、同記載上の注意㊲に次のように加える。

ｆ　投資資産の運用状況を分かりやすく記載するため、投資有価証券を不動産又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、不動産又はその他の資産と併せて「③　その他投資資産の主要なもの」に記載すること。

第四号の四様式記載上の注意㊳に次のように加える。

ｃ　投資資産の運用状況を分かりやすく記載するため、投資不動産を有価証券又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、有価証券又はその他の資産と併せて「③　その他投資資産の主要なもの」に記載すること。

第四号の四様式記載上の注意㊴ｂ中「資産の種類」を「その他の資産の種類又は性質」に改め、同記載上の注意㊴ｃ中「当該資産について取引所で取引されるもの」を「その他の資産について、その有する特性に応じて、その他の資産の概況（例えば、名称、所在地、用途、面積、構造及び性能）、その他の資産の価値の評価に関する事項（例えば、その他の資産の公正と認められる価格（評価方法及び評価者の氏名又は名称等を含む。）、担保の内容、その他の資産の価値の評価に重要な影響を及ぼす事項）、その他の資産から生ずる収益に関する事項（例えば、その他の資産から生じた収益の状況（その内訳を含む。）、収益を生ずる源泉となる事業等の具体的な実績及び当該実績を評価する上で参考となる情報）その他投資判断に重要な影響を及ぼす事項を、分かりやすく記載すること。また、その他の資産のうち取引所で取引される資産」に、「投資比率を」を「投資比率も」に改める。